



発行番号 第 号
特記事項

コールサイン
氏 名 殿

貴局は、当会制定の9条アワードを完成されたので、ここにこれを賞します。
世界の平和のため、また、戦争によってアマチュア無線が禁止されるような事態にならないため、平和の礎となる日本国憲法9条を守りましょう。

アマチュア無線家9条の会
代 表 JA1AA 庄野 久男

日本国憲法 第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

(2)前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

THE CONSTITUTION OF JAPAN Article 9.

Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order, the Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes.

In order to accomplish the aim of the preceding paragraph, land, sea, and air forces, as well as other war potential, will never be maintained. The right of belligerency of the state will not be recognized.